

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和4年12月8日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時59分

出席者	委員	委員長	坂 東 一 敏		
		市 村 隆	小 平 啓 佑	古 沢 ちい子	
		大 谷 好 一	針 谷 正 夫	大阿久 岩 人	
	議 長	中 島 克 訓			
	傍 聴 者	川 田 俊 介	小太刀 孝 之	雨 宮 茂 樹	
		森 戸 雅 孝	大 浦 兼 政	針 谷 育 造	
		内 海 まさかず	小久保 かおる	青 木 一 男	
		松 本 喜 一	梅 澤 米 満	広 瀬 義 明	
		氏 家 晃	福 富 善 明	福 田 裕 司	
		小 堀 良 江	白 石 幹 男	関 口 孫一郎	

---

事務局職員	事務局長	白 井 一 之	議事課長	森 下 義 浩
	主 査	岩 川 成 生	主 事	斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	宇	梶	貴	丈
都 市 建 設 部 技 監	深	津		悟
道 路 河 川 整 備 課 長	増	山	輝	之
道 路 河 川 整 備 課 治 水 対 策 室 長	後	藤	春	美
道 路 河 川 維 持 課 長	瀬	下	敏	行
都 市 計 画 課 長	田	村	浩	一
市 街 地 整 備 課 長	大	塚	和	美
公 園 緑 地 課 長	芳	野	英	明

令和4年第7回栃木市議会定例会  
建設常任委員会議事日程

令和4年12月8日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第126号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第127号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）
- 日程第4 議案第119号 令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（坂東一敏君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（坂東一敏君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（坂東一敏君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第126号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田村都市計画課長。

○都市計画課長（田村浩一君） 改めまして、おはようございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第126号 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は54ページ、議案説明書は86ページでございます。

初めに、議案説明書86ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたことから、栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要であります。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の題名及び引用条項を改めることとあります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、88ページ、89ページを御覧ください。条文の新旧対照表により、改正の内容をご説明いたします。まずは、現行の第3条、定義になりますが、第1号、1つ目のアンダーライン箇所

の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を改正案の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に改め、現行の２つ目のアンダーライン箇所の第２条第３項を改正案の第２条第２項に改めます。

次に、現行の第14条、許可の基準等になりますが、第９号のアンダーライン箇所につきましては、題名の改正を行うものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただき、55ページをお開きください。こちらが栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定文でございますが、内容につきましては、ただいまご説明したものとなりますので、省略させていただき、その下の附則を御覧ください。施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） どうもお世話になります。

上位計画の題名が変わったとかの場合は、普通その文言の訂正だけで変わりますが、この場合、この上位計画になっているといいますか、法律が利用の促進、今までは調達をすればというか、調達が利用の促進に変わったということで、相当大きな変化があったようにも承知をしております。そうすると、本市の条例はスタートは早かったわけですが、その内容も当然これが付加されてくるというか、なると思いますが、その調達が利用促進に変わったところがポイントかと思いますが、その内容の変更についてどのように理解をしていますかというか、承知をしていますかということでお聞きをしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 田村都市計画課長。

○都市計画課長（田村浩一君） お答えいたします。

今回、法律が調達に関する特別措置法から利用の促進に関する特別措置法ということで、題名が変わりました。あわせて、法律の中身も少し変わっております。実際は法律の中身のその改正、幾つかございまして、直接的に条例に関わってくる部分等、例えば法律の中で一例で挙げますと、解体費等の積立金制度というものが今回改正されて盛り込まれたという部分、あとはFIT法の改正になるのですが、認定の失効制度はある期間までに事業が開始できなかった場合に、その認定が取り消されるという、こういったものが法律の改正の中で盛り込まれたということでございます。

この部分について条例の中で、どういう部分に反映されてくるかといいますと、当然昨年度条例改正を行いまして、もともとの条例は設置までということであったのですが、昨年のその改正で、設置後の維持管理というところまできちんと条例の中に盛り込もうというところで、今回の法律の改正と合わせまして、例えば条例の中でのそういった維持管理の部分、今後例えば運用していく中で、条例の修正等があった場合には、法律の中身も踏まえた内容で条例の改正を今後行っていくという部分もあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、今触れられたような、触れられなかったようなのですが、それを廃棄するとき、そこまで今回のその法律の改正というのは、廃棄処分についてもきちんと担保されているというか、どのような形になっていますか。それはもう既にそういった、前からそれはなっていたよということでもありますか。置きっ放しとか、そういうことは今度はそういうことはないというふうに捉えてもいいのでしょうか、今回の。

○委員長（坂東一敏君） 田村都市計画課長。

○都市計画課長（田村浩一君） お答えいたします。

そうですね。これまでも例えば別な自治体でその廃棄とか、解体の処分というのは、条例の中に盛り込まれた部分というのはあったかと思うのですが、その部分につきまして、今回法律のほうできちんと定義づけされたということなので、その解体、廃棄処分費の積立てという部分につきましては、法律のほうで担保されるというような内容になっております。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、今回これまでにある条例の裏づけの部分もある、あるいはもっと大きな促進とはなっているけれども、安心・安全のほうも結局増える、規制というか、その部分を増やすことによって促進をしていこうというふうなことでいいわけですか。そういう名前の変更はあるけれども、一気にどんどん進めるという意味ではなくて、規制をかけながら安心・安全を確保できるような形というふうに本市の条例もなっていくということによろしいですか。

○委員長（坂東一敏君） 田村都市計画課長。

○都市計画課長（田村浩一君） お答えいたします。

当然法律のほうがこういった改正が行われたわけなのですけれども、当然条例の中でも促進する部分と規制する部分というのをバランスよく条文化していくというふうなことになっていくのかなというふうに一応私どもは考えております。

○委員長（坂東一敏君） ほかに。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 確認をさせていただきます。

先ほど解体の積立金ということの説明があったのですが、これは今までの既存の企業というのはどういう扱いになるのですか。

○委員長（坂東一敏君） 田村都市計画課長。

○都市計画課長（田村浩一君） お答えいたします。

既存の企業の部分につきましては、そうですね。法律の中で明文化されたというところではありますけれども、当然設置後、維持管理という部分で、ある程度その部分というのは設置事業者のほうで当然考えていたのではないかなというふうに考えてはいるのですけれども、今回法律で明文化されたというふうな内容ではないかなというふうに考えております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 分かったような、分からないような、今の解体の積立金、これは一個人の会社が積み立てるという形で、これは内部留保とか、そういうものができないようにきちっと担保はされるのですか。

○委員長（坂東一敏君） 田村都市計画課長。

○都市計画課長（田村浩一君） お答えいたします。

法律の改正の部分になってくるのではないかなと思うのですが、その部分につきましては、そうですね。別にということで、この費用を確保するというようになってくるかと思しますので、内部留保というか、そういう部分ではなく、別途費用として確保するということになるのではなかろうかと考えております。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

少々お待ちください。

田村都市計画課長。

○都市計画課長（田村浩一君） 失礼しました。補足で、追加で説明させていただきますと、こちらの解体費等の積立金につきましては、別途推進機関のほうに積み立てるというふうな法律の立てつけになっているということでございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第126号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで日程第1の執行部の方々には退席をお願いします。よろしく願いいたします。

少々お待ちください。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第2、議案第127号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第127号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は56ページ、議案説明書は90ページでございます。

初めに、議案説明書の90ページをお開きください。まず、提案理由でございますが、サイクルコース及びパンプトラックを有料公園施設とするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

続きまして、改正の概要でございますが、まず栃木市公園条例の一部改正として、藤岡渡良瀬運動公園に係る有料公園施設にサイクルコース及びパンプトラックを加えることとあります。

次に、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正として、藤岡渡良瀬運動公園にサイクルコース及びパンプトラックの利用日及び利用時間に係る規定を加えること並びに藤岡渡良瀬運動公園にサイクルコース、パンプトラック及び機具等の使用料に係る規定を加えることとあります。なお、機具等とは本市が所有しておりますロードバイク、BMXバイク、タンデム自転車及びタイム計測器であります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、92ページ、93ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、改正案であります93ページを御覧ください。まず、栃木市公園条例の一部改正でございますが、有料公園施設を定めている別表第1の藤岡渡良瀬運動公園の欄に、サイクルコース及びパンプトラックを加えております。

次に、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正でございますが、有料公園施設の利用日及び利用時間を定めている別表第1の藤岡渡良瀬運動公園の欄にサイクルコース及びパンプトラックを加えております。なお、利用日につきましては、他の有料公園施設と同様の1月4日から12月28日までとし、利用時間につきましても、他の有料公園施設と同様の午前9時から午後9時までとしております。

続きまして、94ページ、95ページをお開きください。使用料を定めている別表第2でございますが、改正案であります95ページを御覧ください。使用料につきましては、別表第2に記載のとおりでございますが、使用料を徴収するのはサイクルコース及びパンプトラックをイベント等により占用利用する場合、いわゆる貸切りで利用する場合がありますので、個人が利用する場合は無料で利用いただけます。サイクルコースにつきましては、全体利用と部分利用を設定してございまして、これはサイクルコースがソフトボール場を囲んでいるため、サイクルコース全体を占用する場合、ソフトボール場が使用できなくなってしまうことから、これを全体利用とし、サイクルコースとソフトボール場の同時使用が可能となるコースを部分利用と設定いたしました。また、利用目的がスポーツとしての利用なのか、営利を目的とした利用なのかにより、別々に料金を設定してございまして、営利等とはロードバイク等の販売を目的とした体験試乗会などを想定してございまして、なお、使用料は、半日単位の利用から設定してございまして、午前、午後、全日の3区分になります。午前は午前9時から午後1時までの4時間、午後は午後1時から午後5時までの4時間、全日は午前9時から午後5時までの8時間となっております。使用料の設定に当たっては、国内数少ない事例のうち、千葉県成田市の下総運動公園に本市と同規模のサイクルロードを有料公園施設としている事例があり、使用料は半日の4時間当たり1万4,000円となっております。こちらを参考にしまして、半日4時間当たりサイクルコースのスポーツでの全体利用で1万6,000円、同じく今度は部分利用ですと1万2,000円と設定いたしました。なお、全体利用にはソフトボール場の使用料を加味いたしました。パンプトラックについては、福島県新地町の釣師防災緑地公園にパンプトラックを有料公園施設としている事例がありました。こちらは3つのコースから構成される大規模な施設でございますが、コースごとに使用料が設定されており、最も小規模なコースで半日の4時間当たり1万2,000円となっております。こちらを参考にしながら、本市のパンプトラックは、それよりも規模が小さいことから、半日の4時間当たりスポーツの利用で8,000円と設定いたしました。自転車とタイム計測器の使用料につきましては、購入価格、耐用年数及び年間の利用見込みから減価償却が可能な金額を設定いたしました。

続きまして、96ページ、97ページをお開きください。備考について定めたものであります。改正案である97ページを御覧ください。

まず、備考3は、入場料を徴収して利用する場合の使用料は、表に定める使用料の2倍になる旨を定めたものでありますが、サイクルコース及びパンプトラックにつきましても、プロのレース等で入場料を徴収して利用するケースが想定されますので、他の有料公園施設と同様の取扱いとするため、サイクルコース及びパンプトラックを加えるものであります。

次の備考4から6は、今回の改正により新たに加えるものであります。備考は、使用料の設定単位である午前、午後、全日の区分の説明であり、先ほどご説明したとおりであります。

備考5は、サイクルコース及びパンプトラックを条例で定める時間、午前9時から午後5時以外の時間において利用した場合の使用料の額を定めたものであり、午前9時より前または午後5時より後に利用した場合の使用料は、1時間につき全日の額の1時間相当額とするものであります。なお、利用料金に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げます。

備考6は、サイクルコース及びパンプトラックを個人が利用する場合の使用料は無料とする旨定めたものであり、先ほど説明したとおりでございます。

続きまして、議案書の56ページをお開きください。こちらは栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでございます。

続きまして、57ページをお開きください。こちらは栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定文であります。改正内容につきましては、先ほどの議案説明書の新旧対照表の説明と同様でありますので、省略させていただきます。

続きまして、59ページをお開きください。下段の附則であります。本改正条例は、令和5年4月1日から施行するというものであります。

以上で栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。  
ただいまから議案第127号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。  
したがって、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
ここで日程第3の執行部出席者と交代をいたしますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

---

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第3、議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。  
増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算のうち、所管関係部分についてご説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書の82、83ページをお開きください。8款1項1目土木総務費についてでございます。補正額は100万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことによる差額分及び職員手当等の変動分を精査し、補正するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略をさせていただきます。

次のページをお開きください。8款2項2目道路維持費についてでございます。補正額は1,400万7,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市道維持管理費につきましては、電気料金の高騰に伴い、道路照明などの電気料に不足が生じるため、光熱水費を、また岩舟三谷地内、市道1001号線の通行に支障となる雑木伐採として業務委託料及び市内企業からの寄附金により、栃木駅に温度計などを設置するため、工事請負費をそれぞれ増額するものであります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましては、神田町地内において水路への転落防止のガードレールが破損し、早期に修繕する必要があるため、工事請負費を増額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費についてでございます。補正額は4,216万9,000円の増額であり

まして、右の説明欄を御覧ください。市道各号線道路改良事業費につきましては、都賀平川地内における平川土地区画整理事業の区域に接する市道の安全な通行を確保するため、令和5年度に実施する区画整理工事に合わせまして、交差点部を改良する必要が生じたことから、市道43319号線用地購入費を増額するものであります。

次の市道2065号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、永野川に架かる大柳橋西側の斎場に至る区間を拡幅整備するものであり、工事予定の区間において湧水処理及び軟弱地盤等の対策の検討に時間を要し、道路改良工事が令和5年度以降になることから、市道拡幅工事費及び電柱等の物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道1066号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましては、県道蛭沼川連線から富吉地区集落の区間について幹線市道を新設整備するものであり、埋蔵文化財包蔵地に指定されている箇所における試掘調査としての委託料、また国の防災・安全交付金で実施している事業からの調整により、工事促進を図るため、市道拡幅工事費を増額するものであります。

次の市道33074号線（藤岡駅前広場）道路改良事業費（藤岡内町）につきましては、令和5年度に造成工事を着手するに当たり、事業用地を早期に取得する必要があるため、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を増額するものであります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費についてですが、補正額は4,488万5,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市道2098号線（両明橋）橋りょう整備事業費（大平榎本）につきましては、県が実施しております永野川改良復旧事業により架け替える両明橋の拡幅に対し、市が負担するものであり、県の工事執行計画に変更が生じ、本年度分の市の負担額に不用額が生じたため、県営橋りょう整備事業費負担金を減額するものであります。

次のページをお開きください。8款3項1目河川総務費について、補正額は98万8,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。河川総務事業費につきましては、電気料金の高騰に伴い、県庁堀川浄化施設揚水ポンプの電気料に不足が生じたため、光熱水費を増額するものであります。

続きまして、2目河川改良費について、補正額は1,750万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。雨水・浸水対策事業費につきましては、中心市街地における浸水被害軽減のため、栃木市運動公園南側の区画整理地内を縦断する旧赤津川の放水路を整備するものであり、市道に埋設する管渠の施工に伴い、既存の上下水道施設の移設が必要になったため、上下水道移設工事費負担金を増額するものであります。

次のページをお開きください。8款4項2目土地区画整理費につきましては、補正額は4万3,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。平川産業団地特別会計繰出金につきましては、財政課所管であります。平川産業団地特別会計において土地区画整理事業費の増額補正に伴い、地方債の対象とならない10万円未満の金額を増額するものであります。

続きまして、4目公園費についてでございます。補正額は2,222万3,000円の増額であり、右の説明欄を御覧ください。都市公園等管理費につきましては、電気料金の高騰及び水道の使用料が増加したことにより、光熱水費を増額するものであります。

次の栃木運動公園管理運営委託費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、令和3年度に臨時休館を実施したことにより、施設利用収入が減少したことから、指定管理者に支払う補償金を増額するものであります。

次の栃木総合運動公園管理費につきましては、屋内プールの水質が基準値を維持できないことから、劣化したろ過材の交換及びろ過機の内面を再度塗装するため、維持補修費を増額するものであります。

次の大平運動公園管理費につきましては、電気料金の高騰及び水道の使用料が増加したことにより、光熱水費を増額するもの、また老朽化により、雨漏りが生じている園内南側にあるトイレの屋根の修繕及び第2多目的広場の夜間照明の切れている水銀灯をLEDに交換するため、維持補修費を増額するものであります。

つがの里管理運営費につきましては、電気料金の高騰により、光熱水費を増額するものであります。

次の西方総合公園につきましても、同様に光熱水費を増額するものであります。

次の岩舟総合運動公園管理費につきましては、園内2か所のトイレの浄化槽用排水ポンプが経年劣化により故障し、排水ができなくなったため、排水ポンプを交換するもの、また園内街路灯の切れている水銀灯をLEDに交換するため、維持補修費を増額するものであります。

次に、5目まちづくり事業費についてでございます。補正額は730万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。都市景観形成事業費につきましては、景観重要建造物に指定されている塚田歴史伝説館の保全に係る経費の一部を補助するものであり、当初予定しておりました保全工事が令和5年度に延期となったため、補助金を減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。ページ戻りまして、48、49ページをお開きください。15款2項4目1節道路橋りょう費補助金についてであります。防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業費補助金、交通安全対策補助金等につきましては、同交付金、補助金の交付決定額に合わせまして増額または減額をするものであります。

次のページをお開きください。18款1項8目1節道路橋りょう費寄附金でございます。道路橋りょう費寄附金につきましては、栃木駅利用者への環境整備費用として、市内の企業からいただきました寄附金を増額するものであります。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたします。ページ戻りまして、8、9ページをお開きください。8ページ一番下の令和4年度新栃木駅東西自由通路エレベーター保守点検業務委託につきましては、終日の利用に対しまして、通常メンテナンス、遠隔監視及び災害などの緊急

時に迅速な対応が必要でありますので、日常の保守業務が継続的に行えるよう前年度に契約を締結するため、債務負担行為を設定するものであります。

以上で一般会計補正予算所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） すみません。8ページの新栃木駅のエレベーターの保守点検、これはこちら  
サイドで時期的に延ばしても構わないものなのですか。この法的にいつまでにやれとか、そうい  
うのはないのですか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） お答えさせていただきます。

保守点検につきましては、1年間365日の契約でございますので、4月1日に本来契約するのが  
いいと思うのですが、それを日にちが土曜、日曜にかかった場合というのもございますので、な  
かなか普通に考えてというのもございますところから、前倒して3月中の契約として、1年通して  
空きがないような形での保守点検業務委託とするところでございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） ご説明ありがとうございます。

89ページです。公園費の中で光熱水費の1,529万1,000円の割り振りが恐らく各総合運動公園ない  
し公園で割り振られていると思うのですが、その大平運動公園がほかに比べて金額が高いも  
のですから、その理由というか、そういった何で高いのかなと思いたしたので、ご説明をお願い  
いたします。

○委員長（坂東一敏君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） お答えいたします。

大平運動公園につきましては、夜間照明が2か所ございまして、高圧でございますので、特に大

平については、ちょっと多くの電力を使っているということでございます。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 夜間照明といいますと、それは栃木市総合運動公園も夜間照明というものはあると思うのですが、それが高圧だということで、そこが、専門的な認識はちょっと私不足しているものですから、その点を踏まえまして、栃木市総合運動公園でも恐らく照明はあると。なのに大平は高く、なぜ栃木市のほうは安いのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） お答えいたします。

まず、栃木市総合運動公園につきましては、今、指定管理になっておりまして、そちらで電気料は支払っておりますので、ここには計上しておりません。指定管理のほうから大分上がっているというお話は聞いておりますけれども、今回そちら分については、市の予算のほうは使っていない。大平につきましては、市の予算のほうで計上しておりますので、特に高圧については約3倍程度上がっている。低圧で今回積算して1.8倍ということですので、そういうふうな状況でございます。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。

同じページ、89ページなのですが、都市公園等管理費ということで、指定管理者のほうで入場者というか、利用者が少なかったというふうな説明に聞こえたのですが、そういうことでよろしいのですか。全然違う。ちょっとお願いします。

○委員長（坂東一敏君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） 指定管理で、指定管理を市のほうで払っていますので、その中で指定管理のほうは電気料とかを賄っているわけです。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） それではないよね。それではないのです。その上の行の都市公園等管理費というもので、そんな説明されませんでしたかね。全く違うのか。

〔「コロナで」と呼ぶ者あり〕

○委員（針谷正夫君） コロナで。そうだよ。それなので、その分を補填したというか、そういった説明だったかと思うのですけれども、聞き間違ったかどうか、まず。

○委員長（坂東一敏君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） すみません。お答えします。

そうです。都市公園の運営のほうの損失補償につきましては、前年度臨時休館が61日間ございましたので、その補償となります。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、61日間ということで、何人ぐらいとか、そういった計算もあるのでしょうか、まずこの金額にした理由というか、当然何か積算があつてというか、あるいは指定管理の場合にそういった決まりがあるとか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） お答えいたします。

これは、前年度もやったことなのですけれども、補償額の算定方法につきましては、一般財団法人指定管理者協会が示している算定方法を参考に、休館期間中の利用金額等の収入減分から休館により支出しなかった費用を差し引いた額を補償額としています。

以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） よろしいですね。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第114号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第114号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで日程第4の執行部出席者と交代をいたしますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第4、議案第119号 令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいで結構でございます。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 市街地整備課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第119号 令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の35ページをお開きください。令和4年度栃木市の平川産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,674万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,120万6,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるというものであります。

次に、36、37ページをお開きください。第1表は、歳入歳出予算補正でありまして、36ページが歳入、37ページが歳出となっております。

続きまして、38ページをお開きください。第2表は、地方債補正（変更）でありまして、表の上段が補正前、下段が補正後となっており、起債の限度額を2億9,610万円から3億2,280万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更ございません。

歳入歳出予算の補正につきまして、初めに歳出から説明いたしますので、補正予算書の192、193ページをお開きください。1款1項1目土地区画整理事業費の補正額は、2,674万3,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。平川土地区画整理事業費につきましては、地権者からの買取り申出に基づき、産業団地用地を取得するため、土地購入費を増額するものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、補正予算書の190、191ページをお開きください。1款1項1目一般会計繰入金の補正額は4万3,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。一般会計繰入金につきましては、平川土地区画整理事業費の増額補正のうち、10万円未満の起債対象とならない額を増額するものであります。

次の4款1項1目土木債につきましては、補正額2,670万円の増額でありまして、右の説明欄を

御覧ください。地域開発事業債につきましては、平川土地区画整理事業費の増額補正に伴い、起債額を増額するものであります。

以上をもちまして、議案第119号 令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 193ページの2,674万3,000円と、これはどのくらいの面積が買えたのですか。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 今回の土地の取得に関しましては、一応約2,000平米、地目、宅地で、地権者1名であります。宅地の金額1万3,900円で土地の購入を考えております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今、宅地と言われたのですけれども、この開発の中で面積の宅地というのはどのくらいの割合を示すのですか。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 事業計画上、従前の宅地につきましては、約9%となっております。

○委員長（坂東一敏君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この9%というのは、値段でかなりの差はあるのですか、それともほとんど一定なのですか。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 基本的に区画整理なので、宅地に関しましては、換地していく予定でおります。ただ、今回この地権者に関しましては、宅地を手放していいということで申出がありましたので、一応購入することになりました。

○委員長（坂東一敏君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 前の説明ですと、なかなか宅地は動かないという説明が前にあったのですが、今これ1件と言うのですけれども、今後動く予定というのはあるのですか、ないのですか。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 今回、平川の土地の取得率につきましては、昨年度末で約61%、今年度で約2%増えまして、現在63%の状況です。現在まだ土地を、基本的には換地を希望されている方が多いのですけれども、まだ決めかねていらっしゃる方もいらっしゃいますので、引き続き土地の取得に努めていきたいというふうに考えています。

○委員長（坂東一敏君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第119号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（坂東一敏君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前10時59分）